

掲示用

長野広域連合養護老人ホームの契約入所に関する規則をここに公布します。

令和4年2月28日

長野広域連合長 荻原健司

長野広域連合規則第2号

## 長野広域連合養護老人ホームの契約入所に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、長野広域連合養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例（平成12年長野広域連合条例第26号）第4条第1項第2号に基づき、養護老人ホーム（以下「ホーム」という。）において、養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について（令和元年7月2日付け老高発0702第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）による契約入所（以下「契約入所」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 契約入所の対象者は、長野広域連合規約（平成12年長野県指令11地許可第1360号。以下「規約」という。）第3条に定める長野地域の区域内に住所を有し、居住に課題を抱えた65歳以上の者（65歳未満の者であって特に必要があると認められるものを含む。）で、広域連合長が必要と認めたものとする。

### (定員)

第3条 契約入所の入所定員は、長野広域連合養護老人ホーム運営規則（平成12年長野広域連合規則第22号）第3条に定める定員の20パーセントの範囲内とする。ただし、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号に基づく措置入所に支障がある場合を除く。

### (利用料)

第4条 契約入所の利用料は、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の2第7項の規定による介護予防短期入所生活介護における要支援1に該当する利用者の一日当たり介護サービス費用の額に食費を加えた額とする。

### (入所の申込み)

第5条 契約入所をしようとする者（以下「申込者」という。）は、契約入所利用申込書及び健康診断書を提出するものとする。

### (入所の判定)

第6条 契約入所の申込みがあったとき、第2条に掲げる対象要件に適合することの可否及び次に掲げる事項について審査の上判定する。ただし、ホームの入所能力に余裕がない場合は、入所を承諾しないことができる。

(1) 伝染性疾患を有しない者であること。

(2) 精神障害がある者の場合は、他の入所者に迷惑を及ぼすおそれがない者であること。

### (契約書)

第7条 前条の規定に基づく適合の判定をしたときは、申込者と契約入所利用契約書により契約を締結するものとする。

### (契約利用者からの契約解除)

第8条 ホームと契約した利用者（以下「契約利用者」という。）は、契約を解除することができる。この場合、契約利用者は、契約終了を希望する日の7日前までにホームに書面により通知するものとする。

2 契約利用者が病気療養及び諸事情等の理由により長期間居室を不在とする場合は、ホーム、契約利用者及び身元保証人の間で協議して契約を解除することができる。

3 契約利用者が契約解除の通知をホームに行わず居室を退居したときは、ホームが契約利用者の退居の事実を確認した翌日から起算し、7日目をもって契約は解除されたものとする。

（ホームからの契約解除）

第9条 ホームは、契約利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、1か月間の予告期間を置いて契約を解除することができる。

(1) 契約利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(2) 契約利用者によるサービス利用料金の支払が2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、正当な理由がなく催告した日の翌日から起算して30日以内に支払われない場合

(3) 契約利用者の心身状況の変化に伴い、ホームで提供できるサービスを越えた提供が必要と判断された場合

(4) 契約利用者が、故意又は重大な過失によりホーム又は職員若しくは他の契約利用者等の、生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為その他契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(5) ホームが定めた利用料金の変更等に同意できない場合

(6) 規約第2条に定める市町村からの措置による入所予定者で満床になる場合

(7) ホームの解散又は滅失や重大な毀損によるやむを得ない事情により、サービスの提供が不可能な状態及び閉鎖する場合

2 ホームは、契約利用者に対し、ホームからの契約解除通告に伴う予告期間中において契約利用者の移転先の有無について確認するものとし、移転先がない場合には、契約利用者、身元保証人その他関係者及び関係機関と協議し、契約利用者の移転先の確保につき協力するものとする。

（契約の終了）

第10条 契約は、前2条の規定による契約の解除又は契約利用者が死亡したときに終了するものとする。

（緊急時の対応）

第11条 ホームは、契約利用者が急病又は火災等緊急避難を要する事態が発生した場合に備えて、常に万全の管理体制がとれるよう配慮するものとする。

(身元保証人)

第12条 契約利用者は、居住支援法人等の援助を受けることなども含め、契約時に身元保証人を1人立てるものとする。

2 身元保証人は、契約利用者の入院等の緊急事態に対応できる方を立てるものとする。ただし、真にやむを得ない特別の事情があると認められ、身元保証人がいない場合は、この限りでない。

3 身元保証人は、契約利用者に債務不履行があったときは、契約から生ずる契約利用者の債務を負担するとともに、契約利用者の身柄及び契約利用者の所有物を引き受ける責任を負うものとする。

4 前項の身元保証人の負担は、極度額100万円を限度とする。

5 ホームは、身元保証人から請求のあったときは、遅滞なく利用料等の支払状況、滞納金の額及び損害賠償の額など契約利用者の全ての債務額に関する情報を提供しなければならない。

6 身元保証人の住所又は氏名を変更したとき、身元保証人が死亡等のために変更するときは、その旨を速やかにホームへ通知しなければならない。

(造作、模様替え等の制限)

第13条 ホームの居室内外については、造作、模様替え等をしてはならない。

2 万が一、ホームの許可なく造作、模様替え等をした場合は、次条に準じ原状回復を行うものとする。

(原状回復の義務及び費用の負担)

第14条 契約利用者は、ホーム及び備品について、契約利用者の責めに基つき汚損し、破壊し、若しくは滅失したとき、又はホームに無断で居室の原状を変更したときは、直ちに自己の費用により原状に回復するか、又はホームが定める代価を支払わなければならない。

2 契約利用者は、契約を解除し、又は終了した場合において契約利用者の居室をホームに明け渡すとき、修理又は取替えを要する場合には、その費用は契約利用者が負担しなければならない。

(文書の様式)

第15条 この規則に定める文書の様式は、広域連合長が別に定める。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。